

第2 パッケージ型自動消火設備（I型）

（令第29条の4，平成16年 告示第13号，平16.5.31 消防予第94号）

1 設置防火対象物

令第12条第1項第2号，第3号及び第7号から第9号までに掲げる防火対象物又はその部分（令第12条第2項第2号ロに掲げる部分を除く。）のうち，政令別表第1(5)項若しくは(6)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物のうち，同表(5)項若しくは(6)項に掲げる防火対象物の用に供される部分であって，延べ面積10,000㎡以下のもののうち，主として居住，執務，作業，集会，娯楽及びその他これらに類する目的のために継続的に使用される室，廊下並びに通路等の人が常時出入りする場所に設置すること。

2 機器

機器は評定品を使用すること。

3 受信装置，作動装置

受信装置，作動装置，消火剤貯蔵容器等は，点検に便利で，かつ，火災時の災害による被害を受けるおそれの少ない箇所に設置すること

4 配線

- (1) 非常電源は則第12条第1項第4号ホの規定を準用すること。
- (2) 操作回路等は則第12条第1項第5号の規定を準用すること。
- (3) 上記以外の配線は則第24条の規定を準用すること。

5 感知部

- (1) 感知器型感知部にあつては則第23条第4項の規定により，その他の感知部にあつては，これに準じて設置すること。
- (2) 感知部は規格省令に適合するものであること。
- (3) 感知部は検出方式の異なる2以上のセンサーにより構成すること。

6 放出口

- (1) 放出口ははり等により放射障害が生じないように，かつ，火災を有効に消火することができるように設置すること。
- (2) 床面から放出口の取付け面までの高さは，消火試験時の設置高さである「2.4m」とし，2.4mを超える高さで消火性能が確認できた場合には，当該高さまで設置することができるものであること。

7 放出導管

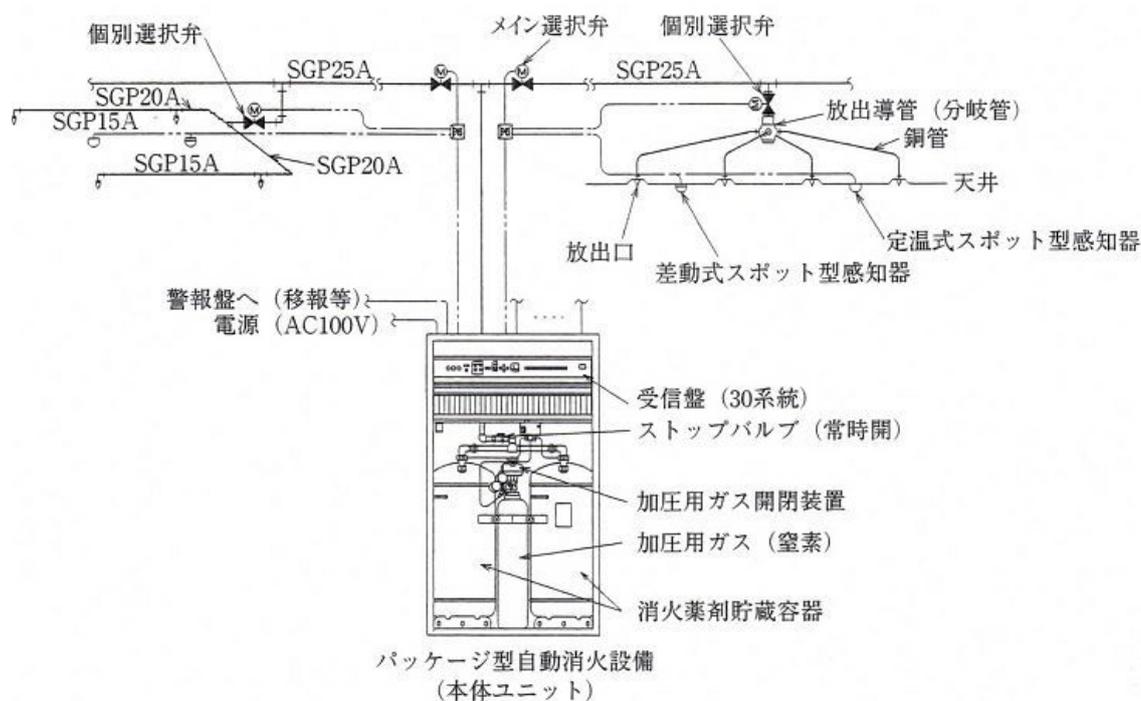
可能な限り金属材料で造ること。金属材料以外の材料で造る場合にあつては，火災によって生ずる熱により変形，損傷等が生じない措置を講じること。

8 非常電源

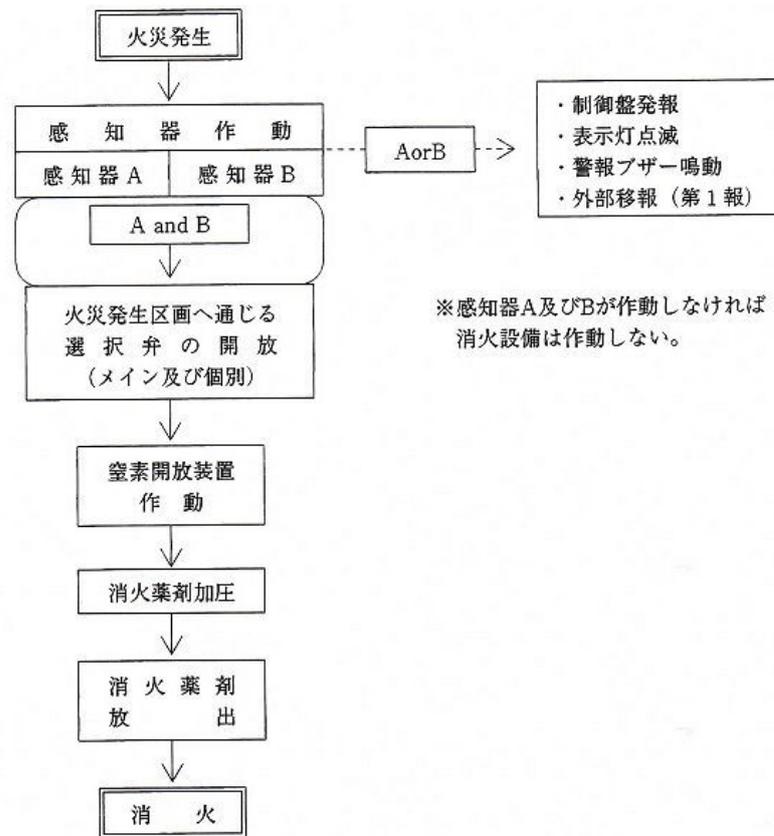
電気を使用するパッケージ型自動消火設備に設置する非常電源は次によること。

ただし、則第12条第1項第4号ハに規定する蓄電池設備に適合する非常電源設備が設けられている場合はこの限りではない。

- (1) 主電源が停止したときにあつては、主電源から非常電源に、主電源が復旧したときにあつては非常電源から主電源に自動的に切り替える装置を設けること。
- (2) 最大消費電流に相当する負荷を加えたときの電圧を容易に測定することができる装置を設けること。
- (3) 非常電源は、蓄電池設備の基準又は中継器に係る技術上の規格を定める省令第5条第7号イからニまで及びへに適合すること。
- (4) 非常電源の容量は、監視状態を60分間継続した後、作動装置等の電気を使用する装置を作動し、かつ、音等を10分間以上継続して発生させることができること。



第2-1図 パッケージ型自動消火設備の構成例

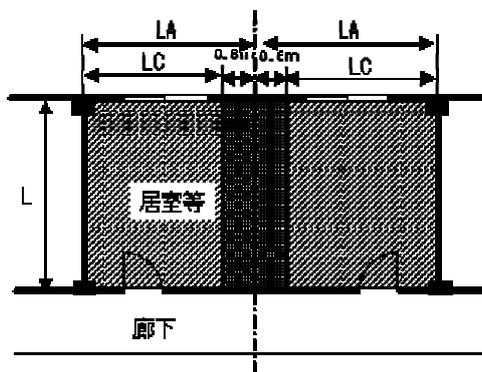


第2-2図 作動フロー例

9 設置基準

- (1) 同時放射区域は、原則として壁、床、天井、戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）等で区画されている居室、倉庫等の部分ごとに設定すること。
- (2) 壁、床、天井、戸等で区画されている居室等の面積が 13m^2 を超えている場合には、同時放射区域を2以上に分割して設定することができる。この場合にはそれぞれの同時放射区域の面積は 13m^2 以上とすること。
- (3) 防護面積（2以上のパッケージ型自動消火設備を組み合わせる場合にあつては、当該設備の防護面積の合計）が、同時放射区域の面積以上であるものを設置すること。ただし、同時放射区域が隣接する場合におけるパッケージ型自動消火設備の防護面積は隣接する部分（壁、戸等により区画されない部分をいう。）に限り 0.6m 長くすることができるものであること。

ア 一の居室等を二の同時放射区域とする場合

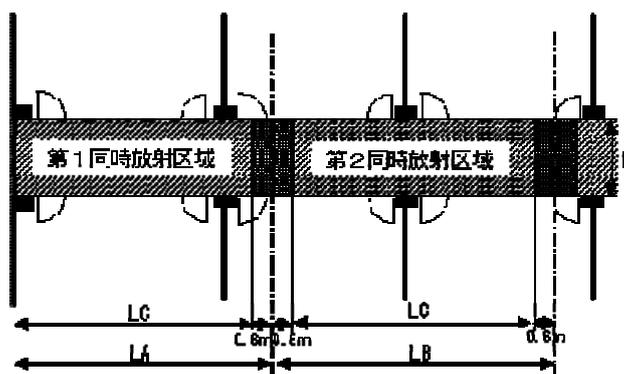


同時放射区域 $L \times LA = L \times (LC + 0.6)$

この場合において、防護面積は $L \times (LC + 0.6)$ とすることができる。

第 2 - 3 図

イ 廊下、通路等を二以上の同時放射区域とする場合



第 1 同時放射区域 $L \times LA = L \times (LC + 0.6)$

第 2 同時放射区域 $L \times LB = L \times (0.6 + LC + 0.6)$

この場合において、防護面積はそれぞれ $L \times (LC + 0.6)$ 又は $(0.6 + LC + 0.6)$ とすることができる。

第 2 - 4 図

- (4) 同時放射区域において発生した火災を有効に感知し、かつ、消火できるように設けること。
- (5) 同時放射区域を 2 以上のパッケージ型自動消火設備により防護する場合には、同時に放射できるように作動装置等を連動させること。
- (6) 消火薬剤、消火薬剤貯蔵容器等、受信装置、作動装置等を 2 以上の同時放射区域において共用する場合は次によること。

ア パッケージ型自動消火設備を共用する場合において、隣接する同時放射区域間の設備は(3)、イの場合を除き共用しないこと。この場合の隣接する同時放射区域は、火災が発生した場合において延焼するおそれのあると考えられる当該同時放射区域に接していく区域等を全部含むものであること。ただし、次の場合に

あつては隣接する同時放射区域間の設備を共用することができる。

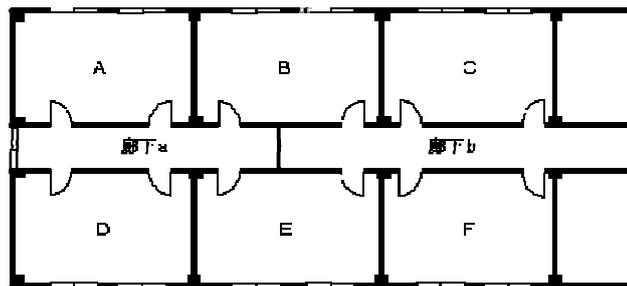
(ア) 隣接する同時放射区域が建基令第107条に規定する耐火性能若しくは同令第107条の2に規定する準耐火性能又はこれらと同等以上の防火性能を有する壁若しくは間仕切壁で区画され、かつ、開口部に建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備である防火戸が設けられている場合

(イ) 入所者が就寝に使用する居室以外であつて、講堂、機能訓練室、その他これらに類するもので、可燃物の集積量が少なく、かつ、延焼拡大のおそれが少ないと認められる場合

イ 受信装置及び作動装置は、共用する2以上の同時放射区域をそれぞれ有効に監視できる警戒区域からの火災信号を受信することができ、かつ、火災が発生した同時放射区域に有効に消火薬剤を放出できる機能を有しているものを設置すること。

ウ 作動装置が作動してから共用するいずれの同時放射区域においても30秒以内に消火薬剤を放射することができること。

エ 隣接する同時放射区域の考え方



	A	B	C	D	E	F	廊下 a	廊下 b
A	—	○					○	
B	○	—	○				○	○
C		○	—					○
D				—	○		○	
E				○	—	○	○	○
F					○	—		○
廊下 a	○	○		○	○		—	○
廊下 b		○	○		○	○	○	—

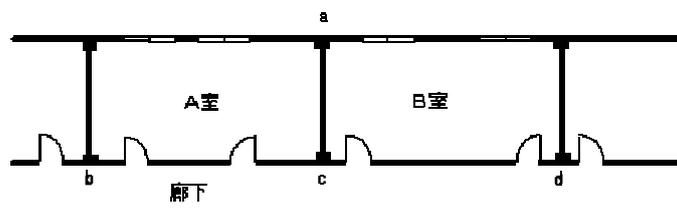
備考1 ○印は、隣接するものを示す。

2 廊下 a 及び廊下 b は、同時放射区域 (13㎡) で区画した場合とする。

3 各室は、一の同時放射区域となっている。

第2-5図

オ 隣接する同時放射区域において、パッケージ型自動消火設備を共用する場合



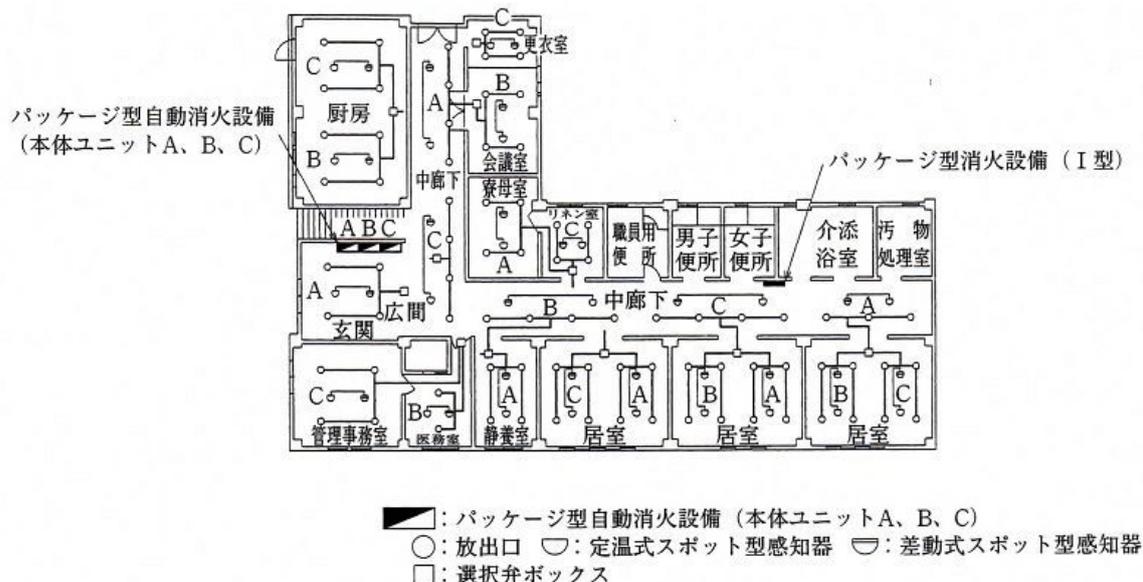
<p>ア A室とB室間において共用できる場合（a-c間が右の事項を満たす場合）</p>	<p>耐火構造若しくは準耐火構造又はこれらと同等以上の防火性能を有する壁等で区画されていること。 なお、A室とB室間に開口部があるときは、当該部分に防火設備が設けられていること。</p>
<p>イ A室とB室間において共用ができない場合（a-c間が右の事項に該当する場合）</p>	<p>上記事項を満たしていない場合。（例：ふすま、障子その他これらに類するもので区画されている。）</p>
<p>ウ A室又はB室と廊下において共用できる場合（b-c間又はc-d間が右の事項に該当する場合）</p>	<p>耐火構造若しくは準耐火構造又はこれらと同等以上の防火性能を有する壁等で区画されていること。 なお、A室又はB室と廊下の間に開口部がある時は、当該部分に防火設備が設けられていること。</p>

第2-6図

10 設置例

則第13条第3項に掲げる部分については、パッケージ型消火設備を平成16年 消防庁告示第12号に従い設置することができる。

パッケージ型自動消火設備は、防火対象物の用途、規模等により一又は複数のパッケージ型自動消火設備（一のパッケージ型自動消火設備により、2以上の防護区画を設定することができるものを含む。）を設置し、防火対象物を防護できるように設置すること。



第2-7図 パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備の設置例

11 その他

(1) 平16.12.24 消防予第258号 「消防法施行規則の一部改正等に係る執務資料の送付について」

問8 令第29条の4第1項に、「消防長、消防署長が～認める」とあるが、認める場合の要件は何か。

答 令第29条の4に基づき、「消防長、消防署長が～認める」ための要件とは、その防火安全性能が、通常用いられる消防用設備等と同等以上と認められるものとして、同条の規定に基づく総務省令（これに基づく告示を含む。）に定める設置及び維持の技術上の基準等に適合していることである。

問9 屋内消火栓の代替となるパッケージ型消火設備及びスプリンクラー設備の代替となるパッケージ型自動消火設備は、技術基準が出てルートBとなるのか。それともルートCとなるのか。

答 従来、令第32条を適用し運用していたこれらの設備は、知見の蓄積により、通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備としたものであり、ルートBである。